

さいたま市緑の基本計画後期アクションプラン
＜平成 27 年度の実施状況について＞

目次

1	はじめに-----	1
2	後期アクションプランについて-----	2
3	アクションプランの実施状況について-----	4
	(1)分野別の実施状況-----	5
	(2)平成27年度までに「達成」した事業-----	7
	(3)平成27年度に「遅れ」が生じた事業-----	9
4	平成27年度実施状況一覧表-----	10
5	「遅れ」が生じている事業の今後の取組について-----	30

1 はじめに

さいたま市では、都市緑地法に基づき、将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民・団体・事業者・行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくうえでの長期的な計画として、平成17年3月に「さいたま市緑の基本計画」を策定いたしました。なお、平成19年3月には、岩槻市との合併や総合振興計画の改訂、都市計画マスタープランの策定などを受けて改訂を行いました。

この緑の基本計画をより実効性のあるものとするためには、計画の中に位置付けられた施策を長期的な視点に立って段階的に進めていく必要があります。そのため、短期の目標や具体的な推進手法などを定めた「緑の基本計画アクションプラン」(「前期アクションプラン」)を平成22年3月に策定しました。そして、前期アクションプランの計画期間終了を受けて、平成27年3月に「緑の基本計画後期アクションプラン」を策定しました。

このアクションプランに基づき、具体施策の効率的かつ効果的な展開を図り、緑の基本計画に位置付けられた緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の着実な実現を目指しています。

<緑の将来像図>



2 後期アクションプランについて

(1) 後期アクションプランに求められる方向

○前期アクションプランの進捗及び緑の基本計画の推進状況を踏まえた今後の方向

平成 32 年度を目標年次とした後期アクションプランは緑の基本計画の総仕上げとなる計画となり、緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の実現を図る計画であるといえます。そのため、前期アクションプランの進捗状況を踏まえ、地域の身近な緑を活かしながら、緑の景観の向上を意識した緑など、つながりのある緑の確保を図り、あわせて、緑に関する情報の発信や多様な主体がかかわる緑の創出を積極的に進めることにより、市民の緑に対する評価や満足度をさらに向上させ、緑の「魅力」や「価値」を実感できるようにしていく必要があります。

一方、緑の基本計画に掲げている緑の目標水準について、特に担保性のある緑の確保や都市公園などの整備が目標と隔たりがある状況であるので、目標の実現に向けて、引き続き公園の整備をはじめとする事業をさらに推進し、担保性のある緑を確保していく必要があります。

○時代の変化や都市計画マスタープランの改定を踏まえた今後の方向

超高齢社会の到来や限られた財源、さらに低成長の時代を踏まえた昨今の社会情勢にあっては、貴重な社会資本を効率的に活用し、維持管理・更新を進め、次世代に確実に引き継いでいくこと、あるいは、環境への負荷の軽減・低炭素や防災への配慮を含め、将来に向けて「持続可能なまちづくり」などが課題となっています。

上記のような社会情勢を踏まえ、「さいたま市都市計画マスタープラン」を平成 26 年 4 月に改定し、目指すまちの姿として、「環境と共生し、安全・安心で郷土としての愛着と誇りが持てる住み続けたいまち」「活力があり、美しく、魅力に満ちた訪れたいまち」を掲げています。また、今後の社会資本の費用管理を適正に行いつつ、市民などの多様なニーズへの対応や地域主体のまちづくりを進めていくために、エリアマネジメントや都市施設マネジメントを推進していくこととしています。

このようなことから、緑のまちづくりとしても、行政だけでなく、市民、企業などの多様な主体が協働により水や緑の保全・活用及び維持管理・運営を行い、市民ニーズを踏まえた適切なサービスを提供していくことが求められています。

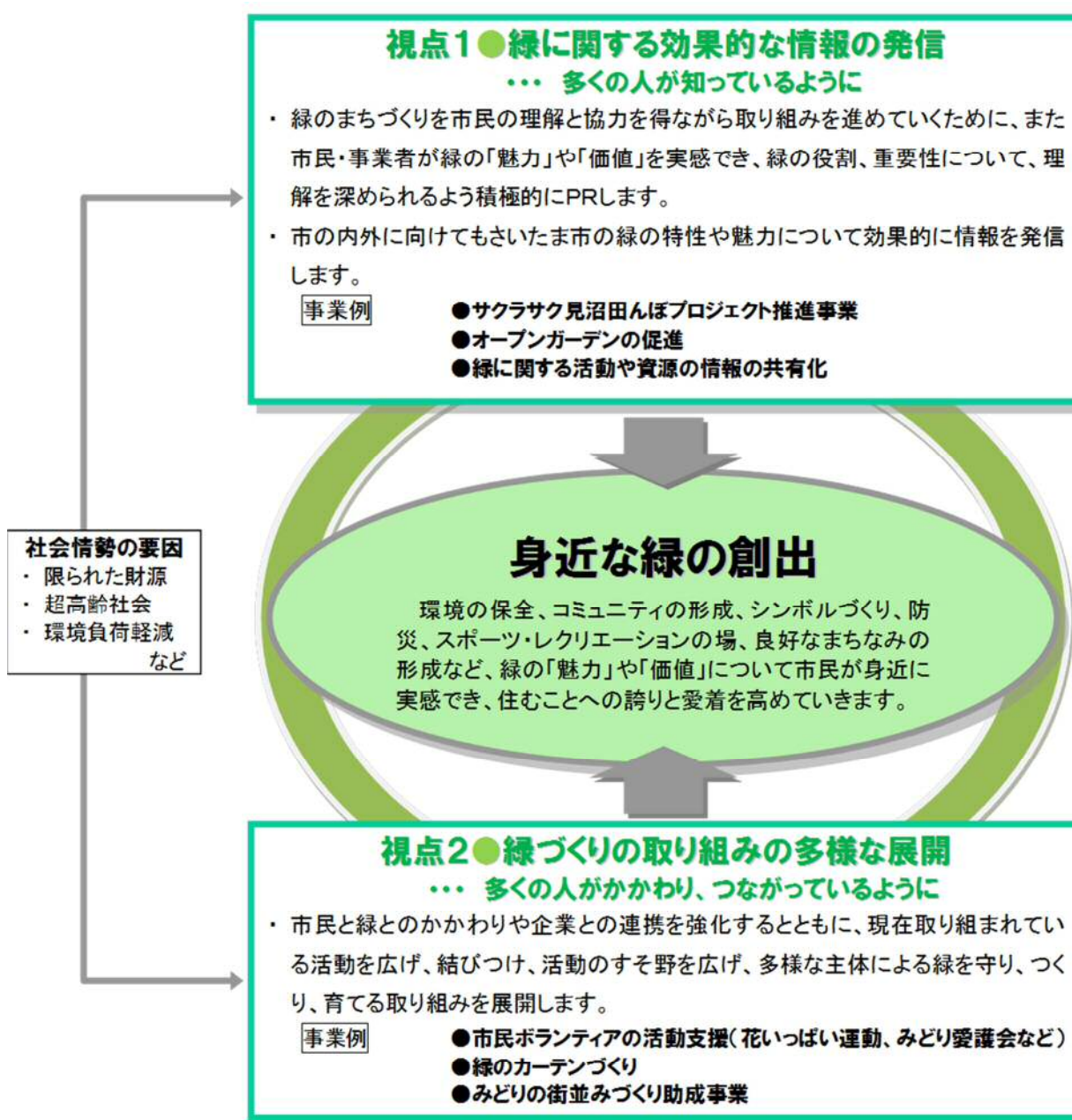
○さいたま市における緑のまちづくりの今後の方向

さいたま市における緑のまちづくりの方向性としては、環境保全や防災、さらにはスポーツ・レクリエーションの場など、緑がもたらすさまざまな役割を再認識し、量的な緑の保全、維持管理を進めていくことに加えて、民有地も含めた日常の身近な場所に、「魅力」や「価値」のある緑を、市民や企業など多様な主体との協働により創出していくことが求められています。

さらに、このような緑のまちづくりの方向性について、市の内外に向けて効果的に情報を発信し、緑の役割や重要性についてより理解を深められるよう、積極的にPRを図っていく必要があります。

(2)後期アクションプランの2つの視点と目指す方向

今後、緑豊かなまちづくりをさらに推進していくため、有効な手段として、以下のような2つの視点を新たに設定しました。今ある貴重な緑を保全・維持していくことに加えて、この2つの視点の考え方を新たに取り入れることにより、さいたま市に住みたい、住んで良かったと実感できる「身近な緑の創出」を図っていくものとします。



3 アクションプランの実施状況について

さいたま市緑の基本計画にて「特に短期に取り組む施策」と位置付けられている 31 個の施策について、具体的に推進手法などをまとめたアクションプラン(前期アクションプラン)を平成22年 3 月に策定しました。そして、前期アクションプランの計画期間の終了を受けて、平成27年3月に後期アクションプランを策定しました。後期アクションプランは、平成 27年度から平成32年度までの6ヵ年を計画期間としております。このさいたま市緑の基本計画後期アクションプランは、計画(PPLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)を基本として、毎年進行管理を行うこととしております。

さいたま市緑の基本計画後期アクションプランに掲載している全 67 事業(※)のうち、平成 27 年度末の計画目標を「達成」した事業は 1 事業、計画目標に対して「概ね順調」に進捗した事業は 65 事業でした。また、進捗に「遅れ」が生じた事業は 1 事業でした。

なお、進捗状況(「達成」、「概ね順調」、「遅れ」の3段階)の判定に関する考え方は、下記のとおりです。

①	達成	「計画目標(平成 32 年度末)」欄の内容を達成した場合 ◇数値目標を掲げていない事業については取組内容や成果を総合的に判定 ◇複数の目標指標からなる事業は、全ての目標を達成したもの ◇計画目標を達成により既に終了した事業は、本項目に含む
②	概ね順調	計画目標(平成 32 年度末)の達成に向け、平成 27 年度末までに計画・予定した事業量等を 7 割以上達成したもの ◇数値目標以外の場合は取組内容や成果を総合的に判定
③	遅れ	上記「概ね順調」に達していないもの ◇数値目標を掲げていない事業については取組内容や成果を総合的に判定 ◇複数の目標指標からなる事業は、1つでも「概ね順調」に達していなければ本項目に該当する ◇計画目標を達成しないまま既に終了した事業は、本項目に含む

※ アクションプラン事業は 67 事業ですが、再掲事業(事業内容によって複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している事業が 31 事業あり 113 箇所)があるため、各分野の事業数を合計すると 180 事業になります。

(1) 分野別の実施状況

推進施策(アクションプラン事業数)	平成 27 年度進捗状況			
	達成	概ね順調	遅れ	
見沼田圃シンボル軸づくり	10 事業	1	9	0
荒川シンボル軸づくり	5 事業	1	4	0
元荒川シンボル軸づくり	4 事業	1	3	0
緑のシンボル核づくり	13 事業	1	11	1
緑の骨格軸づくり	4 事業	1	3	0
都市基幹公園などの整備	5 事業	0	5	0
都市レベルの大規模なオープンスペースの整備				
災害の防止に役立つ緑の核づくり	2 事業	0	2	0
まとまりのある樹林地の保全・活用・再生	3 事業	1	2	0
農のあるまちづくり	3 事業	0	3	0
緑のシンボル軸などの保全・強化	4 事業	1	3	0
樹木・樹林地の保全・活用・再生	6 事業	1	5	0
樹林地の担保性の向上に向けた取り組みの推進	3 事業	1	2	0
市街地の農地の保全	3 事業	0	3	0
体験・交流の場としての活用	1 事業	0	1	0
世界に誇る盆栽文化の保全・育成	1 事業	0	1	0
社寺林などの保全・育成	3 事業	1	2	0
さまざまな遺跡や史跡の保全・育成	2 事業	0	2	0
住区基幹公園などの整備	1 事業	0	1	0
安全で魅力ある都市公園の整備	4 事業	0	4	0
さまざまなオープンスペースの確保				
都心部を中心とした緑の創出	3 事業	0	3	0
緑化重点地区の設定				
開発などにあわせた緑の創出	2 事業	0	2	0
花と緑の駅づくり	3 事業	0	3	0
公共公益施設の緑化推進	4 事業	0	4	0
学校の緑化推進	5 事業	0	5	0
住宅地の緑化推進	3 事業	0	3	0
商業・業務系施設の緑化推進	2 事業	0	2	0
工業系施設の緑化推進	2 事業	0	2	0
屋上緑化・壁面緑化の推進	6 事業	0	6	0
まとまりのある緑の保全・育成	3 事業	1	2	0
連続性のある緑や水面の創出	5 事業	0	5	0
都市計画道路の緑化推進	2 事業	0	2	0
身近な道路の緑化推進	1 事業	0	1	0
自動車専用道路の緑化推進				

推進施策(アクションプラン事業数)		平成 27 年度進捗状況		
		達成	概ね順調	遅れ
街路樹の適切な維持管理の推進	2 事業	0	2	0
緩衝緑地の整備	2 事業	0	2	0
防災の道づくり	3 事業	0	3	0
緑道などの整備				
地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ道のネットワークづくり	2 事業	0	2	0
鉄道沿線の緑化推進	1 事業	0	1	0
水面ネットワークの形成	1 事業	0	1	0
健全な水循環の確保				
市街地を流れる緑の風の道づくり	2 事業	0	1	1
生き物の生息地・生育地の保全・確保	4 事業	1	3	0
生き物が生息・生育できる施設の緑づくり	2 事業	0	2	0
緑に関する情報提供の充実	5 事業	0	5	0
緑に関する表彰制度の実施	1 事業	0	1	0
緑にふれあう機会の提供	4 事業	0	4	0
緑に関する調査研究の推進	1 事業	0	1	0
オープンガーデンの促進	1 事業	0	1	0
コミュニティガーデンづくりの推進	2 事業	0	2	0
愛着の持てる公園づくり	6 事業	0	6	0
愛着の持てる樹林地・農地づくり	4 事業	1	3	0
環境教育・環境学習の推進	2 事業	0	2	0
専門知識や技能を持った市民の育成・活用	2 事業	0	2	0
緑のボランティア・団体などの育成・支援	4 事業	0	4	0
緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設	1 事業	0	1	0
市民・団体・事業者の取り組みの支援	6 事業	0	6	0
緑の基本計画を支える条例などの充実	1 事業	0	1	0
環境に配慮した緑化指導の充実	2 事業	0	2	0
緑のリサイクルの推進	1 事業	0	1	0
再掲事業を含む合計	180 事業	13	165	2
再掲事業を含まない合計	67 事業	1	65	1
割合		1.5%	97.0%	1.5%

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 27 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(2) 平成 27 年度までに「達成」した事業(14 事業:再掲含む)

個別方針の名称	推進施策の名称	アクションプラン事業の名称
基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます		
(1) 緑のシンボルづくり	① 見沼田圃シンボル軸づくり	特別緑地保全地区の 指定検討
	② 荒川シンボル軸づくり	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
	③ 元荒川シンボル軸づくり	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
	④ 緑のシンボル核づくり	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
	⑤ 緑の骨格軸づくり	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
(3) 市街地を包む緑の 保全・活用	① まとまりのある樹林地の保全・活 用・再生	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
(4) 緑の風の道づくり	緑のシンボル軸などの保全・強化	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます		
(1) 樹木・樹林地の保全・活 用・再生	① 樹木・樹林地の保全・活用・再生	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
	② 樹林地の担保性の向上に向けた 取り組みの推進	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討

個別方針の名称	推進施策の名称	アクションプラン事業の名称
(3) 歴史・文化の緑の保全・育成	② 社寺林などの保全・育成	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります		
(1) 東西を結ぶ緑の帯づくり	① まとまりのある緑の保全・育成	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
(5) いのちきらめくエコロジカル・ネットワークづくり	① 生き物の生息地・生育地の保全・確保	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討
基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます		
(2) 市民・団体・事業者との協働による花と緑づくり	④ 愛着の持てる樹林地・農地づくり	(再掲) 特別緑地保全地区の 指定検討

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 27 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(3)平成 27 年度に「遅れ」が生じた事業(2 事業:再掲含む)

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます		
(1)緑のシンボルづくり	④ 緑のシンボル核づくり	高沼用水路整備事業
基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります		
(4)水と風のネットワークづくり	③ 市街地を流れる緑の風の道づくり	(再掲) 高沼用水路整備事業

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 27 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

4 平成27年度実施状況一覧表

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます								
(1) 緑のシンボルづくり								
① 見沼田圃シンボル軸づくり	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、市民やボランティア・NPO、事業者と協働しながら、農地・斜面林・水辺を一体的にとらえ、国際的に誇れる「見沼の緑」の保全・活用・創造を積極的に推進します。	視点1 視点2	見沼田圃基本計画推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。	「さいたま市見沼田圃基本計画」 アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進	・見沼たんぼ見どころガイド30,000部発行 ・案内板5基設置・憩いの場(ベンチ)6か所設置 ・「見沼・さぎ山交流ひろば」運営実験実施 ・次期アクションプラン策定検討	概ね順調
			特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数: 8地区 総面積: 3.4ha	地区数: 8地区 総面積: 3.42ha (H27年度末)	達成
			自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数: 26地区 総面積: 7.3ha (H26年度末)	地区数: 32地区 総面積: 9.2ha	地区数: 23地区 総面積: 6.27ha (H27年度末)	概ね順調
		視点2	みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	8支部で13箇所の保全活動を実施 会員数: 259人(H27年3月31日現在)	継続	8支部13箇所の保全活動を実施 会員数: 252人(H28年3月31日現在)	概ね順調
		視点1 視点2	サクラサク見沼たんぼプロジェクト 推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼たんぼをステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力あるまちづくりを推進します。	①総延長: 約19.4km(H26年度末) ②「日本一の桜回廊づくり寄附金」創設済み(H26.1.1)	①総延長: 20km以上(H28年度末) ②継続(H28年度末)	・桜植樹55本 ・総延長: 19.8km	概ね順調
			身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
			(仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)	・農振農用地区域の除外へ向けた関係機関との土地利用協議 ・さいたま市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に向けた事前準備を継続	概ね順調
			加田屋地区自然環境公園整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	検討	推進 (H29年度末)	加田屋地区の自然環境を踏まえ、公園整備に向けた庁内検討会議を実施	概ね順調
			見沼通船掘公園整備事業 〔都市公園課〕	国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	事業中(一部開設済)	事業中(グラウンド移転) (H29年度末)	事業中(用地買収進捗率: 約92%)	概ね順調
	歴史的資源の活用 〔文化財保護課〕	国指定史跡「見沼通船堀」は、平成6～9年度に整備を実施してから20年が経過し、全体の改修が必要な段階を迎えています。そこで、その価値を損なうことなく次世代に継承するために、見沼通船堀の保全と整備を実施します。	①見沼通船堀の閘門や鈴木家住宅の修繕継続 ②休憩施設の設置完了	①実施設計 ②改修工事の実施 ③当該年度の工区以外の部分の公開	①再整備実施設計済(完了) ②休憩施設の改修工事済(一部完了、他継続) ③継続	概ね順調		

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
② 荒川シンボル 軸づくり	荒川を緑のシンボル軸として引き続き保全を基本としながら、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を進めます。また、周辺の緑との調和に努め、自然とのふれあいや緑に親しめるレクリエーション空間として活用します。		田島ヶ原サクラソウ自生地の保護 〔文化財保護課〕	国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」を適切に保護するため、保存管理計画を基に保全措置、環境整備を進めます。	①維持管理の実施継続 ②保存管理計画の策定(完了)	①植生管理方法の決定・実施・検証 ②自生地内及び周辺環境整備	①継続 ②継続	概ね順調
			【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたましみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
			【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
③ 元荒川シンボル 軸づくり	元荒川では、貴重な自然環境の保全を基本として、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を図るとともに、緑と歴史や文化に親しめる空間として活用します。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたましみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
			【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
④ 緑のシンボル 核づくり	さまざまな緑を活用しながら、本市の歴史・文化資源と新しい都心空間の緑が融合する緑のシンボル核づくりに努めます。		氷川参道整備事業 〔氷川参道対策室〕	本市の歴史文化と自然を象徴する重要なシンボルである氷川参道の樹木の保全を行いながら、快適な歩行空間を確保します。	・参道並木保全のための並木敷きへの中低木の植栽 ・歩行者専用化に向けた課題の整理	・参道並木保全のための並木敷きへの中低木植栽完了(H28年度末) ・氷川緑道西通線の南区間供用開始に併せ、一部区間を歩行者専用化	・中低木植栽の実施(延長220m、累計1,235m) ・交通実態調査・シミュレーション・アンケート調査等により、歩行者専用化に向けた検討を実施	概ね順調
		視点1 視点2	風致地区の保全 〔みどり推進課〕	風致地区の景観や緑豊かな住環境を維持していくために、市民・事業者の協力が不可欠であることから、制度の周知や啓発を推進します。	ホームページによる情報提供	推進	ホームページによる情報提供	概ね順調
			【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたまみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
			【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
			都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木、中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
			大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業 〔大宮駅東口まちづくり事務所〕	大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、地域固有の自然環境を尊重した緑の創出や植栽基盤の確保を道路や公園、建物等が一体となって実現し、ヒートアイランドの緩和や自然を身近に感じられる快適な都市空間を形成します。	氷川緑道西通線(南区間)における用地買収率:約82% (H26年度単年度:約6%) 道路整備工事	大宮駅東口地区の都市の骨格を形成する幹線道路である氷川緑道西通線の南区間を開通させる。また、北区間の開通に向け、用地買収を推進する。	氷川緑道西通線(南区間)における用地買収率:約100% (H27年度単年度:約18%) 電線共同溝整備工事 氷川緑道西通線(北区間)における用地買収率:約6% (H27年度単年度:約6%)	概ね順調
			緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化地域制度導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調
		視点2	花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数:約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
			【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)	・農振農用地区域の除外へ向けた関係機関との土地利用協議 ・さいたま市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に向けた事前準備を継続	概ね順調
		視点1 視点2	【再掲】 見沼田圃基本計画推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプランを策定し、推進します。	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進	・見沼たんぼ見どころガイド30,000部発行 ・案内板5基設置・憩いの場(ベンチ)6か所設置 ・「見沼・さぎ山交流ひろば」運営実験実施 ・次期アクションプラン策定検討	概ね順調
	高沼用水路整備事業 〔河川課〕	高沼用水路(東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。	①整備総延長:0.9km ②憩える場所の整備数:2箇所	高沼用水路東縁・西縁 整備延長5.02km	整備総延長:1.5km 単年度:0.6km	遅れ		

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
⑤ 緑の骨格軸 づくり	河川・水路について、治水を基本として、多自然型護岸の整備、水質の保全と水量の確保、周辺の緑の保全と創出に努めます。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたまみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			事業場排水の水質検査 〔環境対策課〕	工場・事業場に設置されている特定施設等の使用状況を確認し、排出水の検査をすることで、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全します。	検査実施件数 213件	継続	検査実施件数209件	概ね順調
			下水道汚水事業 〔下水道計画課〕	市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を最優先に公共下水道(汚水)整備を実施します。また、市街化調整区域は、人口分布、土地利用状況などの地域特性を踏まえ、順次整備します。	下水道普及率91.5%	下水道普及率 94%	下水道普及率92.0% (0.5%上昇)	概ね順調

(2) 都市の緑の核づくり

① 都市基幹公園 などの整備	都市基幹公園と広域公園などについては、整備標準以上の確保と、各区に対応した配置・整備を目指します。また、緑化率は50%以上とするとともに、水環境や空気の浄化などの環境保全を先導する整備や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備、地域特性などを活かしたテーマのある整備に努めます。		【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)	・農振農用地区域の除外へ向けた関係機関との土地利用協議 ・さいたま市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に向けた事前準備を継続	概ね順調
			【再掲】 加田屋地区自然環境公園整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	検討	推進 (H29年度末)	加田屋地区の自然環境を踏まえ、公園整備に向けた庁内検討会議を実施	概ね順調
			秋葉の森総合公園整備事業 〔都市公園課〕	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、気軽にスポーツやレジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる施設を整備します。	南側ゾーンの整備方針の検討(北側開設済)	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)	南側工区の用地買収を継続	概ね順調
			【再掲】 見沼通船堀公園整備事業 〔都市公園課〕	国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	事業中(一部開設済)	事業中(グラウンド移転) (H29年度末)	事業中(用地買収進捗率:約92%)	概ね順調
			与野中央公園整備事業 〔都市公園課〕	市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、被災時には避難活動にも活用できる場にもなる総合公園を整備します。	事業中(一部開設済)	事業中 (未開設部分の工事着手) (H29年度末)	用地買収(用地買収進捗率95%)	概ね順調
② 都市レベルの 大規模なオープンスペース の整備	市民の森、大宮花の丘農林公苑、ふるさとの緑の景観地など、都市公園以外の大規模なオープンスペースも緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。							
③ 災害の防止 に役立つ緑 の核づくり	都市の緑の核は、災害時における安全性を確保し、災害時のさまざまな活動を行ううえで大きな役割を果たしているため、防災という観点から整備に努めます。		【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	検討	環境アセスメント調査の実施(H29年度末)	・農振農用地区域の除外へ向けた関係機関との土地利用協議 ・さいたま市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に向けた事前準備を継続	概ね順調
			【再掲】 与野中央公園整備事業 〔都市公園課〕	市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、被災時には避難活動にも活用できる場にもなる総合公園を整備します。	事業中(一部開設済)	事業中 (未開設部分の工事着手) (H29年度末)	用地買収(用地買収進捗率95%)	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(3)市街地を包む緑の保全・活用								
① まとまりのある樹林地の保全・活用・再生	西区北部、見沼区南部、緑区東部や岩槻区北部・南部は、武蔵野の面影を感じさせる地域です。このような豊かな緑を残す地域は市内でも少なくなっており、貴重な自然環境の財産として保全と活用に努めます。	視点2	【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街地の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	8支部で13箇所の保全活動を実施 会員数:259人(H27年3月31日現在)	継続	8支部13箇所の保全活動を実施 会員数:252人(H28年3月31日現在)	概ね順調
② 農のあるまちづくり	農地は本市で最大の面積を占める緑であり、経済活動を通じて、さまざまな面から人と生き物のいのちを支えています。このような農地の保全・活用を進めて、農のあるまちづくりを推進します。	視点2	地産地消事業 〔農業政策課〕	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある花きや植木のブランド化による新たな市場開拓を推進します。	①特別栽培農産物数:212件 ②エコファーマー:82人	①特別栽培農産物数:245件 ②エコファーマー:200人	①特別栽培農産物数:247件 ②エコファーマー:75人	概ね順調
			都市農業担い手育成事業 〔農業政策課〕	都市農業の充実を図るため、農業経営者・認定農業者の育成支援や法人化を目指す農業者に対する相談会の実施等の支援を行うとともに、新規就農者の育成、農業法人化への推進に向け、情報提供や経営講習会・相談会等を実施し、農業経営の安定化を図ります。	①認定農業者経営体数:148経営体 ②農業生産法人:3法人 ③新規就農者数:10人/年	①認定農業者経営体数 180経営体 ②農業生産法人 7法人 ③新規就農者総数 95人/7年	①認定農業者経営体数 160経営体 ②農業生産法人 3法人 ③新規就農者数 9人/年	概ね順調
			市民農園整備事業 ※旧事業名「市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業」 〔農業政策課〕	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の整備を進めます。	市民農園数:78箇所 見沼たんぼ内市民農園数:6箇所	栽培収穫体験農園数 18箇所 市民農園利用区画数 2,700区画	栽培収穫体験農園数:35箇所 市民農園利用区画数:2,698区画	概ね順調
(4)緑の風の道づくり								
緑のシンボル軸などの保全・強化	見沼田圃、荒川、元荒川や河川を風の通り道の軸とし、周辺を含めて緑の保全と整備を進め、強化していくよう努めます。	視点1 視点2	【再掲】 見沼田圃基本計画推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せて次期アクションプランを策定し、推進します。	「さいたま市見沼田圃基本計画」 アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進	・見沼たんぼ見どころガイド30,000部発行 ・案内板5基設置・憩いの場(ベンチ)6か所設置 ・「見沼・さぎ山交流ひろば」運営実験実施 ・次期アクションプラン策定検討	概ね順調
			【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街地の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます								
(1) 樹木・樹林地の保全・活用・再生								
① 樹木・樹林地の保全・活用・再生	市街地に点在する雑木林・屋敷林の保全・活用と再生を推進するとともに、シンボルとなる大木などの保全に努めます。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			景観重要樹木の指定 〔都市計画課〕	地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木や歴史的・文化的意義のある樹木等を保全し、良好な景観を形成するため「景観重要樹木」を指定します。	3本の樹木を指定 (H25年度末)	継続	継続	概ね順調
			保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:248本 (H26年度末) ②啓発活動の実施	推進	①保存樹木の指定本数:260本 (H27年度末) ②啓発活動の実施	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	8支部で13箇所の保全活動を実施 会員数:259人(H27年3月31日現在)	継続	8支部13箇所の保全活動を実施 会員数:252人(H28年3月31日現在)	概ね順調
			税の優遇措置などの情報提供 〔みどり推進〕	緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出 (H26年7月25日)	継続	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出 (H27年7月30日)	概ね順調
② 樹林地の担保性の向上に向けた取り組みの推進	樹林地についての評価基準や優先順位などを明確にし、市民の協力が得られるよう努めながら、公有地化を含む担保性の向上を図るプログラムに基づく取り組みを推進します。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 税の優遇措置などの情報提供 〔みどり推進〕	緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出 (H26年7月25日)	継続	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出 (H27年7月30日)	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(2)農地の保全・活用								
① 市街地の農地の保全	市街化区域内の農地は、重要な緑として生産緑地として保全することを基本とし、その他の農地についても追加指定などによって保全に努めます。		【再掲】 地産地消事業 〔農業政策課〕	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある花きや植木のブランド化による新たな市場開拓を推進します。	①特別栽培農産物数:212件 ②エコファーマー:82人	①特別栽培農産物数:245件 ②エコファーマー:200人	①特別栽培農産物数:247件 ②エコファーマー:75人	概ね順調
			生産緑地に関する情報の提供 〔みどり推進課〕	生産緑地の買取申出があった場合に、市街化区域内の農地を保全することを目的に、農業委員会に対して、あっせん依頼のための情報提供に努めます。	平成26年買取申出件数:39件 (H26.1.1~H26.12.31)	継続	平成27年買取申出件数:42件 (H27.1.1~H27.12.31)	概ね順調
			生産緑地地区の指定 〔みどり推進課〕	市街化区域内の農地については、重要な緑として生産緑地地区として指定することにより、保全に努めます。	1,430地区 357.70ha (平成27年3月31日現在)	220ha	1426地区 352.43ha (平成28年3月31日現在)	概ね順調
② 体験・交流の場としての活用	都市農業に対する理解を深め市民利用を推進していくために、市街地内に点在している農地を、農業体験の場・農業交流拠点として活用するよう努めます。	視点2	【再掲】 市民農園整備事業 ※旧事業名「市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業」 〔農業政策課〕	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の整備を進めます。	市民農園数:78箇所 見沼たんぼ内市民農園数:6箇所	栽培収穫体験農園数 18箇所 市民農園利用区画数 2,700区画	栽培収穫体験農園数:35箇所 市民農園利用区画数:2,698区画	概ね順調
(3)歴史・文化の緑の保全・育成								
① 世界に誇る盆栽文化の保全・育成	緑の保全と育成を重点的に進めるとともに、盆栽関連施設を整備し、施設を核とした盆栽文化ネットワークを構築します。また、イベントの開催など積極的なPRを行い、本市らしい文化の創造と発信に努めます。		盆栽文化振興事業 〔大宮盆栽美術館〕	世界に誇る盆栽文化を広く国内外に発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。	①大宮盆栽美術館の開館(平成21年度) ②所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	所蔵品等の調査、研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	所蔵品等の調査、研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	概ね順調
② 社寺林などの保全・育成	市内に点在している社寺境内の緑は、地域の緑のシンボルであり、その境内地は貴重な憩いの場となっているため、その保全と育成に努めます。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:248本 (H26年度末) ②啓発活動の実施	推進	①保存樹木の指定本数:260本 (H27年度末) ②啓発活動の実施	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況	
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)		
③ さまざまな遺跡や史跡の 保全・育成	市内には、古い歴史を物語る遺跡や岩槻城址をはじめとする史跡が多く分布しています。これら文化財である史跡・天然記念物などには緑を伴っているものも多いため、その保全と育成に努めます。		【再掲】 歴史的資源の活用 〔文化財保護課〕	国指定史跡「見沼通船堀」は、平成6～9年度に整備を実施してから20年が経過し、全体の改修が必要な段階を迎えています。そこで、その価値を損なうことなく次世代に継承するために、見沼通船堀の保全と整備を実施します。	①見沼通船堀の閘門や鈴木家住宅の修繕継続 ②休憩施設の設置完了		①実施設計 ②改修工事の実施 ③当該年度の工区以外の部分の公開	①再整備実施設計済(完了) ②休憩施設の改修工事済(一部完了、他継続) ③継続	概ね順調
			【再掲】 保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:248本(H26年度末) ②啓発活動の実施	推進	①保存樹木の指定本数:260本(H27年度末) ②啓発活動の実施	概ね順調	
(4)身近な緑の核づくり									
① 住区基幹公園などの整備	住区基幹公園については、地域の身近な緑の核として、公園不足区域を中心に、歩いて行ける距離に整備を推進します。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調	
② 安全で魅力ある都市公園の整備	都市公園の整備に当たっては、地域に親しまれ、誰もが安心して利用でき、環境の改善や災害時の避難場所となるなど、有効に活用できることを基本とします。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調	
			公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調	
			公園の芝生化 〔都市公園課〕	近隣公園など、身近な公園の芝生化を推進します。また、芝生の管理については、市民協働による管理を検討し、管理費の軽減を図ります。	累計32箇所 (H24年度末)	芝生化の推進	新規整備公園において、公園の芝生化を推進	概ね順調	
			市民意向を把握した整備・再整備方針の策定 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階で市民ニーズを把握	継続	設計段階で市民ニーズを把握し、一部設計に反映し、市民ニーズを踏まえた公園整備を推進	概ね順調	
③ さまざまなオープンスペースの確保	都市公園以外の公共施設の緑地も身近な緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。また、雑木林などの樹林地も、土地所有者の同意のもと、さまざまな手法によって緑の核として活用できるように努めます。								

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(5) 魅力ある緑のまちづくり								
① 都心部を中心とした緑の創出	都心部を核とする中心市街地においては、緑の積極的な確保を旨とした制度などの活用によって、緑を創出します。		【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化地域制度導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調
		視点2	みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地：累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
			地区計画による生垣設置の推進 〔都市計画課〕	地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、4地区を決定	継続	継続	概ね順調
② 緑化重点地区の設定	緑の創出が必要である鉄道沿線の市街地、緑の減少が著しく、緊急的な緑の確保が必要である市街地を緑化重点地区として、各地区の現況と課題に応じて、具体的な緑化の方針を策定するとともに、公園の計画的な配置や緑に関する事業を重点的に実施していくものとします。							
③ 開発などにあわせた緑の創出	開発などの面的な整備が行われる地区においては、周辺との調和や生き物の生息に配慮しながら、良好な緑を確保したまちづくりを推進します。		【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
			【再掲】 地区計画による生垣設置の推進 〔都市計画課〕	地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、4地区を決定	継続	継続	概ね順調
④ 花と緑の駅づくり	駅と駅周辺において、まちの顔となる魅力ある表情づくりを重点的に推進します。		【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木、中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
		視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数:約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(6)さまざまな緑化によるまちなみづくり								
① 公共施設 の緑化推 進	緑のまちなみづく りを推進していく うえでの先導的 な役割を担って いる公共施設に ついて、敷地 の25%以上の 緑化に努めると ともに、質につ いてもモデルと なるような緑を 確保します。		公共施設の緑のカーテンづくり 〔みどり推進課〕	緑のカーテンづくりに公共施設が先導して取り組むことにより、市民の緑に対する意識醸成を図ります。	162施設で実施(H26年度)	継続	152施設で実施	概ね順調
			公共施設の屋上緑化・壁面緑化 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			公共用地における樹木等の管理ガイドライン(指針)の策定 〔みどり推進課〕	公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28年度末)	公園及び緑地部門のガイドラインを策定 (H28年度より試行)	概ね順調
② 学校の緑化 推進	学校を環境教育 や地域緑化の拠 点として位置づ け、「公共施設緑 化マニュアル」に 基づき、ふさわ しい緑を整備し ます。	視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちなみづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数:約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
			学校の緑のカーテン 〔学校施設課〕	各学校での積極的な緑のカーテンづくりを推進します。	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置 第2回みどりのカーテンコンテスト実施	推進	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置 第3回みどりのカーテンコンテスト実施	概ね順調
			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			学校の芝生の維持管理 〔学校施設課〕	学校敷地内の芝生について必要に応じ維持管理を行います。	H22年度に構築した維持管理システムの維持	維持	H22年度に構築した維持管理システムの維持	概ね順調
		視点1 視点2	環境教育・学習推進事業 〔環境総務課・指導1課〕	一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するきっかけとなる環境教育・学習を推進します。	〔環境総務課〕 ①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数:2,645人(H26年度) ②環境教育拠点施設数:17施設 〔指導1課〕 研究発表校数 1校	①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数:8,000人(H26~29年度累計) ②環境教育拠点施設数:20施設(H29年度) 研究発表校:2校(H26~H27累計) ※H27年度をもって、環境教育の研究発表の終了 ※H28年度からは、ESDの研究発表を行う	①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数:4,145人(H26~27年度累計) ②環境教育拠点施設数:18施設 研究指定校の発表 さいたま市立海老沼小学校 「想いや考えを伝え合うことができる子どもの育成 ~話し合いを生活に生かすことができる自主的、実践的な態度の育成~」	概ね順調
③ 住宅地の緑 化推進	住宅地において は、生垣や庭木 などの緑の保全 と育成とともに 、新たな緑の創 出に努めるもの とします。		【再掲】 保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:248本(H26年度末) ②啓発活動の実施	推進	①保存樹木の指定本数:260本(H27年度末) ②啓発活動の実施	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡(H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
④ 商業・業務系 施設の緑化 推進	商業・業務系施設では、さまざまな手法の工夫による緑の表情づくりに配慮し、花や緑の情報発信を行っていくよう努めるものとします。		【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
⑤ 工業系施設 の緑化推進	工場・研究所などの事業所や工業団地などの工業系の施設は、地域にあってその環境を守っていく姿勢が求められます。特に大規模な事業所では、周辺の環境の保全や災害対策として、まとまりのある緑の保全・創出や地域住民への公開に努めるものとします。		【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
⑥ 屋上緑化・壁 面緑化の推 進	中心市街地の緑を確保していくために、屋上緑化や壁面緑化の重点的な推進に努めます。	視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
		視点2	家庭の緑のカーテン 〔みどり推進課〕	緑のカーテンづくりに取り組む市民に対し、講習会や育て方マニュアルの配布等を実施し、緑のカーテンづくりに取り組む家庭を増やします。	①ゴーヤ種の配布(1,941人) ②講習会の実施	推進	①ゴーヤ種の配布(2,500人) ②講習会の実施	概ね順調
			【再掲】 公共施設の屋上緑化・壁面緑化 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
		視点1	屋上緑化・壁面緑化に関する 情報提供の充実 〔みどり推進課〕	市のホームページやイベントなど多様な広報を利用して、屋上緑化・壁面緑化の理解と普及を図ります。	ホームページ・パンフレットによる情報提供、モデルとなる事例の紹介	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化地域制度導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります								
(1) 東西を結ぶ緑の帯づくり								
① まとまりのある緑の保全・育成	緑の帯にかかわる地域では、まとまりのある緑やつながりのある緑を保全するとともに、良好な緑としての育成に努めます。		【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
② 連続性のある緑や水面の創出	市街地では、緑や水面の連続的な確保に努めます。特に緑が少ない都心部においては、積極的に緑の確保に努め、ネットワークの形成を推進します。		【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化地域制度導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調
			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木:0本 中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木:11本 中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
			【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、助成内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
(2) 安全で健康的な暮らしを支える緑の道のネットワークづくり								
① 都市計画道路の緑化推進	都市計画道路については、高木・低木・つる性植物などを利用した多様な手法による充実した街路樹の整備に努めます。また、地域にふさわしい樹種を選定し、地域に愛され快適に歩くことができる緑の道づくりを進めます。		【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木:0本 中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木:11本 中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
② 身近な道路 の緑化推進	都市計画道路以外の道路で、歩道の幅員が十分に確保できない道路については、さまざまな工夫によって緑を確保するよう努めます。		【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
③ 自動車専用 道路の緑化 推進	自動車専用道路については、周辺環境に対する影響を緩和するために、道路事業者の協力により、緑化に努めるものとします。							
④ 街路樹の適 切な維持管 理の推進	道路空間では、街路樹の生長や機能に配慮した適切な維持管理に努めます。		【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 公共用地における樹木等の管理ガイドライン(指針)の策定 〔みどり推進課〕	公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28年度末)	公園及び緑地部門のガイドラインを策定 (H28年度より試行)	概ね順調
⑤ 緩衝緑地の 整備	市民の暮らしの安全性や快適性の向上を推進するために、地域の環境に大きな影響を与える施設などについては、延焼遮断帯となる緩衝緑地などの確保に努めます。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
			【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
⑥ 防災の道づく り	市街地において延焼の遅延効果を高め、避難路としての安全性を確保するため、道路の緑化と道に面した部分の樹林地・農地の保全や緑化に努め、緑の防災ネットワークの形成に努めます。		【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木、中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
		視点2	生け垣助成制度 〔みどり推進課〕	住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(公財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。	累計368件(平成26年度:19件)	630件	18件	概ね順調
(3) 彩りのある緑の散歩道ネットワークづくり								
① 緑道などの整 備	歩行者が安全で快適に歩くことができ、自転車の走行にも配慮した緑道などの整備を推進します。							

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
② 地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ緑のネットワークづくり	見沼田圃・荒川・元荒川などの緑や水川参道・中山道・日光御成道などを活用し、市民との協働によって、散策路などの緑のネットワークづくりを推進します。		【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木、中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
③ 鉄道沿線の緑化推進	鉄道事業者や地域と連携しながら、鉄道敷の空間である線路わきの空地の形態にあわせて花と緑で緑化を進めます。		【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調
(4) 水と風のネットワークづくり								
① 水面ネットワークの形成	市内に流れている多くの河川・水路の水量の確保に努め、さまざまな水面のネットワークを形成します。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
② 健全な水循環の確保	水循環に配慮した都市づくりを進めるために、雨水を地中に戻すことを基本としながら、雨水を有効に利用した整備を推進します。							
③ 市街地を流れる緑の風の道づくり	風の道となる緑の帯の強化に努めるとともに、緑の帯と連続する緑と水面の確保に努めます。		【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:0km 高木、中木:0本 低木:0本	植樹帯を設ける都市計画道路の整備延長:4km	道路整備延長:1.0km 高木、中木:11本 低木:712㎡	概ね順調
			【再掲】 高沼用水路整備事業 〔河川課〕	高沼用水路(東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。	①整備総延長:0.9km ②憩える場所の整備数:2箇所	高沼用水路東縁・西縁 整備延長5.02km	整備総延長:1.5km 単年度:0.6km	遅れ

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(5)いのちきらめくエコロジカル・ネットワークづくり								
① 生き物の生息地・生育地の保全・確保	緑のシンボル軸や骨格軸をエコロジカル・ネットワークの基軸とするため、緑の環境として保全と向上に努めます。		自然環境・水環境保全事業 〔環境総務課・環境対策課〕	多様な動植物が生息する自然環境を保全するため、特定外来生物及び有害鳥獣の防除を行います。また、「さいたま市水環境プラン」に基づき、公共用水域の水質の調査・改善、雨水等の有効活用に取り組むとともに、水辺のサポート制度等による市民の参画を推進します。	〔環境総務課〕 ①特定外来生物（アライグマ等）被害に関する相談に対し、被害を軽減するための助言や調査・捕獲等を実施 対応率：100% ②有害鳥獣（特定外来生物を除く）被害に関する相談に対し、被害を軽減するための助言や調査・捕獲等を実施 対応率：100%	①特定外来生物（アライグマ等）被害に関する相談への対応率：100%（H29年度） ②有害鳥獣（特定外来生物を除く）被害に関する相談への対応率：100%（H29年度）	①特定外来生物（アライグマ等）被害に関する相談に対し、被害を軽減するための助言や調査・捕獲等を実施 対応率：100% ②有害鳥獣（特定外来生物を除く）被害に関する相談に対し、被害を軽減するための助言や調査・捕獲等を実施 対応率：100%	概ね順調
			環境影響評価の実施 〔環境対策課〕	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件 0件 (環境影響評価条例に基づき提出された審査案件なし)	継続	「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」の事後調査書、「さいたま市立病院事業」の調査計画書について審査を実施	概ね順調
			【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数：8地区 総面積：3.4ha	地区数：8地区 総面積：3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたましみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数：26地区 総面積：7.3ha (H26年度末)	地区数：32地区 総面積：9.2ha	地区数：23地区 総面積：6.27ha (H27年度末)	概ね順調
② 生き物が生息・生育できる施設の緑づくり	公園や公益公共施設などで確保する緑は、在来種をできるだけ利用しながら、生き物が生息できるよう配慮します。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、道路・河川等の整備・維持管理の際にも、マニュアルを活用します。	マニュアルの活用	継続	継続	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます								
(1) 緑を育む意識づくり								
① 緑に関する情報提供の充実	緑に対する理解を深め、意識を高めていくために、さまざまな機会の提供や方法を活用しながら情報の提供と発信に努めていきます。また、特に市が有する情報については、市民にわかりやすく利用しやすいように提供しよう努めます。	視点1	緑に関する広報活動 〔みどり推進課〕	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取り組みを紹介しよう努めます。	市ホームページやイベントなどで取組みを紹介	継続	市ホームページやイベントなどで取組みを紹介	概ね順調
		視点1	ガイドブックなどの発行 〔みどり推進課〕	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	「緑のカーテンスターブック」	推進	「緑のカーテンスターブック」	概ね順調
		視点1 視点2	【再掲】 見沼田圃基本計画推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取り組みとなるプロジェクトを着実に実施します。また、現行アクションプランの計画期間満了に併せて次期アクションプランを策定し、推進します。	「さいたま市見沼田圃基本計画」 アクションプランの実施	次期アクションプランの策定・推進	・見沼たんぼ見どころガイド30,000部発行 ・案内板5基設置・憩いの場(ベンチ)6か所設置 ・「見沼・さぎ山交流ひろば」運営実験実施 ・次期アクションプラン策定検討	概ね順調
		視点1	農情報ガイドブック・マップ作成事業 〔農業政策課〕	市内の観光農園・直売所・特産品の紹介などの農業関連情報を掲載したガイドブックにより市内農産物のPRを図ります。	8,000部作成	継続	8,000部作成	概ね順調
		視点1	緑化活動等の地図による情報の提供 〔みどり推進課〕	花いっぱい運動やみどり愛護会、花と緑のパイロット等のボランティア活動、及びオープンガーデン等の緑化活動を地図により可視化し、多くの市民に活動状況を周知することで緑をより身近なものにします。	検討	推進	検討	概ね順調
② 緑に関する表彰制度の実施	緑にかかわる取り組みや活動を促進していくために、市民・団体・事業者などの緑の保全や緑化推進に関する優れた取り組みを積極的にPRするとともに、表彰していく制度の充実に努めます。	視点1 視点2	みどりの功労賞表彰の実施 〔みどり推進課〕	みどりの保全や緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となるものに、その功労を讃えるため、みどりの功労賞表彰を実施します。	15件	継続	14件	概ね順調
③ 緑にふれあう機会の提供	市民が緑に親しみ、身近に感じることができる機会として、さまざまなイベントや緑とふれあうことのできる事業などを実施します。これらのイベントは、市民の環境教育・環境学習の機会としても活用します。	視点1 視点2	シビックグリーンさいたまの開催 〔みどり推進課〕	市民が緑に触れる機会を提供し、緑化推進の重要性・必要性を啓発することで、市民や訪れる人の誰もが緑の豊かさを身近に感じることができる『緑豊かで質の高いまちづくり』を推進します。	「第13回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典:参加人数75,000人	継続	「第14回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典:参加人数75,000人	概ね順調
		視点1 視点2	みどりの祭典の開催 〔みどり推進課〕	「みどりに親しみ、みどりから学び、みどりを守り育てましょう!」というスローガンのもと、さいたましみどりの祭典を開催し、みどりにふれあう機会を提供していきます。	開催日:10月18日、19日 参加者:約10,500人	継続	「第12回さいたましみどりの祭典」の開催 開催日:10月17、18日 参加者:約10,100人	概ね順調
		視点1	【再掲】 ガイドブックなどの発行 〔みどり推進課〕	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	「緑のカーテンスターブック」	推進	「緑のカーテンスターブック」	概ね順調
			緑環境講座の充実 〔生涯学習総合センター〕	生涯学習総合センター及び地区公民館において自然や緑に関する事業(講座)を実施します。	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数:17 事業(講座)(H26年度末)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座) 数:25事業(講座)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 21事業(講座)	概ね順調
④ 緑に関する調査研究の推進	緑に関するデータの整備を進めるとともに、整理されたデータを市民に公開していくよう努めます。		緑の現況調査の実施 〔みどり推進課〕	平成32年度に行う緑の基本計画の改訂を前に、市内の緑の現況を調査し、緑の基本計画改訂に当たっての基礎資料として今後の緑施策に活用していきます。	調査方法の検討	緑被現況調査の実施	調査方法の検討	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
(2) 市民・団体・事業者との協働による花と緑づくり								
① オープンガーデンの促進	住宅の庭や事業所の緑は、市内に点在している身近な緑であると同時に、地域の財産でもあります。それらの緑を市民に公開するオープンガーデンの促進に努めます。	視点1 視点2	オープンガーデンの推進 〔みどり推進課〕	いくつかの区で実施されているオープンガーデン事業を市としてPRを積極的に図り、市内全域に拡大できるように検討します。	検討	推進	検討	概ね順調
② コミュニティガーデンづくりの推進	これまで推進されてきた市民花壇を活用した花いっぱい運動をさらに発展させていくために、公共施設や未利用地などを有効に活用します。また、市民・ボランティア・NPO・事業者の参加によって公共空間などを緑化する取り組みであるコミュニティガーデンづくりを推進します。	視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数：約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数：約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
			未利用市有地を活用した緑地化 〔みどり推進課〕	未利用市有地の調査・検討を行い、適地を緑地化します。	1箇所(H26年度)	推進	1箇所(H27年度)	概ね順調
③ 愛着の持てる公園づくり	公園が地域に親しまれ、利用されていくため、今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。		【再掲】 身近な公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民1人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	839公園	868公園 (H29年度末)	845公園	概ね順調
			【再掲】 市民意向を把握した整備・再整備方針の策定 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階で市民ニーズを把握	継続	設計段階で市民ニーズを把握し、一部設計に反映し、市民ニーズを踏まえた公園整備を推進	概ね順調
		視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数：約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数：約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
			指定管理者制度の活用 〔都市公園課〕	都市公園の管理を指定管理者制度を導入しています。	制度導入済み	継続して実施	継続して実施	概ね順調
			ネーミングライツの促進 〔都市公園課〕	施設に対して名称をつけることのできる権利の売却を行います。	継続して実施	新規箇所について検討	継続して実施	概ね順調
			【再掲】 公共用地における樹木等の管理ガイドライン(指針)の策定 〔みどり推進課〕	公共用地における樹木等の維持管理や植栽方法のあり方を示したガイドライン(指針)の策定を検討します。	検討	ガイドライン(指針)の策定 (H28年度末)	公園及び緑地部門のガイドラインを策定 (H28年度より試行)	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
④ 愛着の持てる 樹林地・農地 づくり	樹林地や農地を 愛着を持って育 てていくために、 市民やボランティ アなどがかわる ことができる仕 組みづくりに努め ます。	視点2	【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、 条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保 全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検 討をします。	6地区 2.7ha (H26年度末)	地区数:8地区 総面積:3.4ha	地区数:8地区 総面積:3.42ha (H27年度末)	達成
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市 みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、 水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全する とともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:26地区 総面積:7.3ha (H26年度末)	地区数:32地区 総面積:9.2ha	地区数:23地区 総面積:6.27ha (H27年度末)	概ね順調
			【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学 校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	8支部で13箇所の保全活動を実施 会員数:259人(H27年3月31日現在)	継続	8支部13箇所の保全活動を実施 会員数:252人(H28年3月31日現在)	概ね順調
			【再掲】 市民農園整備事業 ※旧事業名「市民農園、栽培収穫 体験農園の支援事業」 〔農業政策課〕	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都 市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の 整備を進めます。	市民農園数:78箇所 見沼たんぼ内市民農園数:6箇所	栽培収穫体験農園数 18箇所 市民農園利用区画数 2,700区画	栽培収穫体験農園数:35箇所 市民農園利用区画数:2,698区画	概ね順調

(3) 緑の人材の育成と活用

① 環境教育・環 境学習の推 進	環境教育・環境 学習の場となる 緑の活用と、有 効な学習プログ ラムづくりに努め ます。	視点1 視点2	【再掲】 環境教育・学習推進事業 〔環境総務課・指導1課〕	一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につな がる行動を自主的かつ意欲的に実践するきっかけとなる環 境教育・学習を推進します。	〔環境総務課〕 ①環境保全標語・ポスター作品コンクール応募 者数:2,645人(H26年度) ②環境教育拠点施設数:17施設	①環境保全標語・ポスター作品コンクール 応募者数: 8,000人(H26～29年度累計) ②環境教育拠点施設数:20施設(H29年 度)	①環境保全標語・ポスター作品コンクール 応募者数: 4,145人(H26～27年度累計) ②環境教育拠点施設数:18施設	概ね順調
		視点1	景観啓発事業の推進 〔都市計画課〕	市民等が景観について関心を持ち、景観がより身近なもの にするための景観啓発活動を行います。	イベント等における啓発活動	継続	子供達に興味、関心をもってもらうため、 チャレンジスクール等の活動の場におい て、景観教室に必要な資材の貸出による支 援を開始	概ね順調
② 専門知識や 技能を持った 市民の育成・ 活用	緑や花に関する 専門的な知識や 技能を持つ市民 を増やすために 有効なプログラム づくりに進めると ともに、このよ うな市民が活躍 できる場づくりに努 めます。	視点2	花と緑のパイロット事業 〔みどり推進課〕	花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロ ット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることに より、家庭から地域の緑を増やしていきます。	228人(H26年度委嘱時点)	継続	183人(H27年度委嘱時点)	概ね順調
			花づくり講習会 〔みどり推進課〕	家庭内緑化の推進を図るため、花づくり講習会を実施しま す。	市内4会場において『花の寄せ植え講習会』を 開催 176名参加	継続	市内3会場において『花の寄せ植え講習会』 を開催 165名参加	概ね順調

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
③ 緑のボランティア・団体などの育成・支援	花と緑のまちづくりを先導する「花いっぱい運動推進会」や「みどり愛護会」などのボランティアの活動を支援するとともに、NPOなどとの連携の強化に努めます。	視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数:約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調
		視点2	【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	8支部で13箇所の保全活動を実施 会員数:259人(H27年3月31日現在)	継続	8支部13箇所の保全活動を実施 会員数:252人(H28年3月31日現在)	概ね順調
		視点2	【再掲】 花と緑のパイロット事業 〔みどり推進課〕	花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。	228人(H26年度委嘱時点)	継続	183人(H27年度委嘱時点)	概ね順調
			市民活動等支援事業 〔市民協働推進課〕	市民の自主的な活動の活発化を図るために、市民活動や協働についての情報提供やイベントの開催などによる相互交流の場を創出するとともに、市民活動を支援するために必要な施策を実施します。	市民と協働で市民活動サポートセンターの管理運営を実施し、フェスティバル等の交流イベントやセミナーを開催することで、学習や交流の機会を提供	推進	市民と協働で市民活動サポートセンターの管理運営を実施し、フェスティバル等の交流イベントやセミナーを開催し、学習や交流の機会を提供	概ね順調

(4) 市民・団体・事業者の取り組みの支援体制づくり

① 緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設	緑の保全や緑化推進を経済的に支えていくために、民間からの寄付金などによる緑の基金の創設を検討します。	視点1 視点2	【再掲】 サクラサク見沼田んぼプロジェクト 推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田んぼをステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた自然環境豊かな魅力あるまちづくりを推進します。	①総延長:約19.4km(H26年度末) ②「日本一の桜回廊づくり寄附金」創設済み(H26.1.1)	①総延長:約20km以上(H28年度末) ②継続(H28年度末)	・桜植樹55本 ・総延長:19.8km	概ね順調
② 市民・団体・事業者の取り組みの支援	市民・団体・事業者の取り組みを支えるために、市はさまざまな支援制度の推進・充実に努めます。	視点2	【再掲】 みどりの街並みづくり助成事業 〔みどり推進課〕	市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成します。また、より市民が利用しやすい制度にするため、制度内容や手続き方法等の見直しを図ります。	①創出された緑地:累計2,741.78㎡ (H26年度:177.86㎡) ②見直しに向けた検討	①総面積:5,000㎡ ②検討	①159.39㎡ ②制度改正の検討	概ね順調
		視点2	【再掲】 生け垣助成制度 〔みどり推進課〕	住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(公財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。	累計368件(平成26年度:19件)	630件	18件	概ね順調
			【再掲】 保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:248本 (H26年度末) ②啓発活動の実施	推進	①保存樹木の指定本数:260本 (H27年度末) ②啓発活動の実施	概ね順調
		視点2	【再掲】 花と緑のパイロット事業 〔みどり推進課〕	花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。	228人(H26年度委嘱時点)	継続	183人(H27年度委嘱時点)	概ね順調
			【再掲】 税の優遇措置などの情報提供 〔みどり推進課〕	緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図れるよう、国の関係省に要望します。	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(H26年7月25日)	継続	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(H27年7月30日)	概ね順調
視点2	記念樹贈呈事業 〔みどり推進課〕	婚姻・出生・新築といった人生の節目のお祝いを記念して、苗木を贈呈します。	累計59,003本(H21~26年度) (H26年度:9,100件)	継続	8,585本	概ね順調		

施策の名称	施策の概要	2つの視点	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況	達成状況
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	
③ 緑の基本計画を支える条例などの充実	緑の基本計画を具体的なものとするために、制度の面から支えていく必要があります。このため、さいたまみどりの条例など、制度の見直しと充実に努めます。		制度拡充に伴う条例などの整備 〔みどり推進課〕	緑の基本計画を具体的なものとするために、条例など、制度の見直しと充実に努めます。	検討	継続	検討	概ね順調
(5) 環境に配慮した緑を確保する仕組みづくり								
① 環境に配慮した緑化指導の充実	開発行為や建築行為に対して、それぞれの行為が環境に配慮したものとなるよう、適切な誘導を行う仕組み・体制の強化に努めます。		【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者等が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	94.2ha	150ha	12.2ha	概ね順調
			【再掲】 環境影響評価の実施 〔環境対策課〕	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件 0件 (環境影響評価条例に基づき提出された審査案件なし)	継続	「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」の事後調査書、「さいたま市立病院事業」の調査計画書について審査を実施	概ね順調
② 緑のリサイクルの推進	循環型社会を実現するための取り組みとして、公園や道路の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルを行っています。今後は、その充実と、市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築を検討します。	視点2	【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について、積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数: 約3,700人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	推進	①会員数: 約3,900人 ②10区全てに支部を設立済み(H24年度)	概ね順調

5 「遅れ」が生じている事業の今後の取組み

基本方針	個別方針	推進施策	アクションプラン 事業の名称 〔担当課名〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成27年度実施状況		平成28年度以降の取組方針
					平成26年度末	平成32年度末	平成27年度の実施状況(単年度)	進捗状況の理由	今後の取組
1	(1)	④	高沼用水路整備事業 〔河川課〕	高沼用水路(東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。	①整備総延長:0.9km ②憩える場所の整備数:2箇所	高沼用水路東縁・西縁 整備延長5.02km	整備総延長:1.5km 単年度:0.6km	平成27年度は、市民団体などと整備方針についての合意形成協議や、局内部で河川の安全対策についての検討を進めた結果、計画目標の達成ができなかったため遅れとした。	工事実施までの期間に事業の円滑な実施に向けた協議を行う。
3	(4)	③							